

丹南精明園建替整備にかかる基本設計・実施設計
及び監理業務受託候補者選定実施要領

1 目的

丹南精明園建替に際して、設計者や設計組織（チーム）のもつ創造力や確かな技術力、これまでの経験の蓄積に基づく専門家としての豊かなノウハウを活かして、発注者が要求する性能・品質の建築物を実現するため、プロポーザル方式により受託候補者を選定する。

2 委託内容

丹南精明園建替整備にかかる基本設計・実施設計及び監理業務委託事業
※現丹南精明園の建物にかかる解体工事は、本業務の対象外とする。

3 委託期間

(1) 設計業務 契約の締結日から令和3年10月31日

(2) 監理業務 契約の締結日から令和5年10月31日

ただし、本建設工事は国庫補助事業として実施する予定であることから、監理業務に関しては、補助金の採択状況により変更がありうる。

4 受託候補者選定方法

公募型プロポーザル方式

5 技術提案の内容

次の整備コンセプトを踏まえた提案を求める。

利用者の方々に快適に過ごしていただくとともに、地域の方々のニーズにも対応したサービスの提供をめざし、以下3点のコンセプトに基づき整備する。

(1) 安全・安心な生活空間の提供（住まいの基盤整備の充実）

「全室個室でバリアフリー・ユニバーサルデザインの生活空間」や「高齢・重度化に対応した設備」等の環境を整え、住まいの基盤の充実を図る。

(2) 障害特性に配慮した活動空間の提供（日中活動サービスの充実）

一人ひとりの個性（障害特性等）に応じた活動に取り組める空間を確保し、日中活動サービスの充実を図る。

(3) 地域とともに育つ施設（農福連携・地域交流拠点の整備）

地域と協働した農福連携（農福商工連携）を実現するために必要な設備を敷地内に整備する。また、地域住民等がコミュニティ活動等に利用することができる設備を設け、地域交流空間の充実を図る。

※農福連携を実現するために必要な設備については、本プロポーザルの対象外とする。

※詳細は、別紙「移転整備にかかる基本コンセプト」を参照。

6 応募書類

(1) 参加申込等

- ①公募型プロポーザル参加申込書（第1号様式）
- ②兵庫県入札参加資格者名簿に登録されていることが確認できる資料
- ③一級建築士事務所の登録を受けていることが確認できる書類（写し）
- ④事務所の概要（技術職員・資格等）（任意様式）
- ⑤主要業務実績調書（第2号様式）
- ⑥管理技術者及び担当者の資格・設計業務経験調書（第3号様式）
- ⑦本業務における実施体制及び実施方法（任意様式）
- ⑧誓約書（第4号様式）

(2) 企画提案書等

- ①技術提案書（コンセプトを踏まえた提案の内容が理解できる程度の設計主旨及び建物配置図と外観・平面イメージ図）
- ②見積書（基本設計・実施設計・工事監理業務（重点監理）及び概算工事内訳書（概略））

※様式は任意とするが、提案書には、必ず別紙「選定基準」及び「評価項目」に記載の各項目に関することを盛り込むこと。

※見積書作成にあたっては、現丹南精明園の建物にかかる解体工事を含めず算出すること。

(3) 提出部数

- ①参加申込等 2部（正本1部 副本1部）
- ②企画提案書等 15部（正本1部 副本14部）

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。（郵送の場合は期間内必着）

なお、提出された応募書類については、返却しない。

また、審査の必要上複製を作成することがある。

7 質問の受付及び回答

参加申込に関して質問がある場合は、質問書(様式任意)により提出すること。

- (1) 提出期間 令和2年 7月14日(火) から
令和2年 7月17日(金) 午後5時まで
- (2) 提出方法 電子メールとする。E-mail:seibi@hwc.or.jp
- (3) 回答期日 令和2年 7月21日(火)
- (4) 回答方法 電子メールで回答する。

8 提出先及び問い合わせ

兵庫県社会福祉事業団事務局財務課
〒651-2134 神戸市西区曙町1070
(TEL)078-929-5677 (FAX)078-929-5688
※担当：藤田、河村

9 審査方法及び審査結果

提出された書類に基づき、選考委員会において決定する。

プレゼンテーション(1者15分間、質疑応答15分間、計30分間)にて行う。

審査結果については、応募者全員に文書にて通知する。

10 プレゼンテーション

- (1) 日時・場所 別途通知する。(令和2年 9月 9日(水) 予定)
- (2) 時間 説明15分 質疑応答15分 合計30分以内
- (3) 説明内容 仕様項目及び評価参考項目に沿った内容
※時間的制約があるため、簡潔明瞭に説明すること。
- (4) 使用機器等 プロジェクター(HDMI、VGA端子)及びスクリーンは、当方で準備するが、その他必要なものがあれば、提案者が準備すること。
- (5) その他 指定した日時に参加できない場合は辞退とみなす。

11 費用負担

プレゼンテーション参加者に対して、1者5万円を支払う。

※プレゼンテーション当日に請求書を持参すること。なお、支払いは、翌月末までに銀行振込とする。(請求書には振込先を記載すること。)

また、超えた分については全て提案者の負担とする。

12 その他の留意事項

- (1) 提案書類はA4版（縦書・横書は任意）とする。また、図面等をA3版で作成する際は、A4版に折り込んで提出すること。
- (2) 枚数の制限はなしとする。
- (3) 別紙仕様書に示す要件は主要事項であり、明記していない事項についても本業務に係る事務を遂行する上で、当然備えるべき事項は、要求内容に含まれるものとして提案書類を作成すること。
- (4) 提出期限までに提出されない場合は、辞退とみなす。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された書類は無効とする。
- (6) 当法人が認める軽微な修正を除き、提出後の書類の追加及び修正は不可とする。

プロポーザル応募書類の作成上の留意事項等について

1 作成にあたっての留意事項

(1) 公募型プロポーザル参加申込書 [第1号様式]

住所（所在地）、事務所名、代表者名を記入の上、代表者印を押印すること。兵庫県内に本社がない場合は、兵庫県内に所在する支店等も記載すること。

(2) 一級建築士事務所の登録を受けていることが確認できる書類（写し）

登録通知書等、一級建築士事務所の登録を受けていることが確認できる書類の写しを提出すること。

(3) 事務所の概要（技術職員・資格等） [任意様式]

- ・ A 4 縦 1 枚に記載すること。
- ・ 「技術職員・資格」は、事務所に所在する技術者について記入すること。（名簿ではなく、一級建築士〇名、二級建築士〇名程度でよい。）
- ・ 複数の資格を有する職員は、いずれかひとつの資格の保有者として記入すること。
- ・ 複数の分野を担当する職員については、最も専門とする分野に記入すること。
- ・ 兵庫県測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格の登録状況が確認できる書類の写しを添付すること。

(4) 主要業務実績調書 [第2号様式]

- ・ 主要業務実績については、過去 10 年以内の同種及び類似業務の実績を 5 件以内で記入すること。
なお、入札参加資格を満たすことを確認するため、障害者施設（障害者支援施設又は共同生活援助）及び社会福祉施設の設計業務をそれぞれ 1 件記載し、その契約書の写しを添付すること。
- ・ 実績については、元請実績に限る。
- ・ 実績のうち特にアピールをしたいもの又は最も延床面積の大きいものについては、外観及び内観の写真又はイメージ図を A 4 縦 1 枚で提出すること。※ 1～2 件まで

- (5) 管理技術者及び担当者の資格・設計業務経験調書 [第3号様式]
- ・管理技術者及び担当者の主要業務実績については、過去10年以内の実績を3件以内で記入すること。
 - ・管理技術者の実績については、元請実績に限る。
 - ・本業務に携わる管理技術者及び担当者を記入すること。
 - ・協力事務所があれば、その職員については、備考欄に「協力事務所」と記入すること。
 - ・今回の設計にあたり協力を依頼する専門家等があれば、最後に記入すること。

- (6) 本業務における実施体制及び実施方法 [任意様式]
- ・A4縦1枚に記載すること。
 - ・コンセプトを見ての本業務における取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項、その他の業務実施上の配慮事項を簡潔に記入すること。

- (7) 技術提案書 [任意様式]
- ・丹南精明園の整備のコンセプトを熟知の上、提案すること。
 - ・提案の内容が理解できる程度の設計主旨（A4サイズ）及び建物配置図と平面イメージ図（いずれもA3サイズ）を添付すること。
 - ・機能性や環境負荷軽減等の省エネ、施設の安心・安全性についての記載や障害者支援施設の設計として特に重視していることについても記載すること。
- ※平面イメージ図は、建物内部の間取り及びアプローチ、その他の建物との動線などがわかるイメージ図を提出すること。（スケッチ程度で可、パースや設計図は求めない。）

- (8) 見積書 [任意様式]
- ・見積もりについては、①【基本設計・実施設計】及び②【工事監理業務（重点監理）】の見積もりと③【概算工事費】の見積もりを算出すること。
 - ・委託業務の範囲については、別添のとおりとする。
 - ・概算工事費については、直近の建設単価等を考慮すること。
 - ・現丹南精明園の建物にかかる解体工事は見積りに含めず算出すること。

2 その他

- (1) 使用言語
- ・応募書類の記述に用いる言語は、日本語とする。

(2) 応募書類の無効

応募書類が次の条件のいずれかに該当する場合は、無効となる場合がある。なお、書類が無効となった場合、報酬を支払わない場合がある。

- ・様式、サイズ、枚数などが、作成上の留意事項で指定した条件に適合しないもの。
- ・記載内容が判別できないもの。
- ・記載すべき事項が、記載されていないもの。
- ・虚偽の内容が記載されたもの。